

○東ティモール国際平和協力業務実施計画

(平成14年2月15日)
(閣議決定)

変更 平成14年5月17日
(平成14年5月20日施行)
平成15年6月20日

東チモール国際平和協力業務の実施について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、東チモールにおける国際連合平和維持活動（国際連合東チモール暫定行政機構）のため、国際平和協力業務を実施することとし、別紙のとおり、東チモール国際平和協力業務実施計画を定める。

(別紙)

東ティモール国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

東ティモールに関しては、1970年代半ば以降、インドネシア共和国及び旧宗主国であるポルトガル共和国を含む国際社会において、その国際的な地位をめぐる問題が生じていた。1999年5

月、インドネシア共和国、ポルトガル共和国及び国際連合の間で、インドネシア共和国政府が提案した東ティモールにおける特別な自治に対する枠組案に対する東ティモール人の民意を東ティモール人による直接投票で確認すること等を内容とする基本合意等が成立し、同年8月30日に直接投票が実施され、その結果有効投票総数の78.5%の有権者によりインドネシア共和国政府の自治提案が拒否された。同年10月20日には、インドネシア共和国の最高意思決定機関である国民協議会において、直接投票の結果を受け入れること等を内容とする同協議会決定が採択された。

同月25日、国際連合安全保障理事会は決議第1272号を採択し、国際連合東ティモール暫定行政機構（以下「UNTAET」という。）を設立した。これにより、UNTAETは東ティモール統治に対する全般的責任を付与されるとともに、立法、行政及び司法に係るすべての権限を行使する権能を与えられた。

また、東ティモールの独立に向けたプロセスの一環として、UNTAETにより2001年8月30日には憲法制定議会議員選挙が、2002年4月14日には大統領選挙が、それぞれ公正かつ円滑に実施され、同年5月20日、東ティモールは東ティモール民主共和国として独立した。

UNTAETは、東ティモールの独立によりその任務を終了したが、国際連合安全保障理事会決議第1410号に基づき、同日をもって、引き続き東ティモールの安全の確保及び自立支援を目的とする国際連合東ティモール支援団（以下「UNMISSET」と

いう。)が組織された。

UNTAET及びその後継となるUNMISSETの活動のうち、司令部業務分野及び道路、橋等の維持補修等の後方支援分野への要員の派遣について国際連合から我が国に対し要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際の平和と安定のための努力に協力し、なし得る最大限の人的な貢献を果たしていくため、これらの要請に応分の協力を行うこととする。このため、UNMISSETの活動期間において、東ティモール国際平和協力隊を設置し、司令部業務分野及び我が国のUNMISSETに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を行うとともに、自衛隊の部隊等により、道路、橋等の維持補修等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、現状においてはUNMISSETについてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入国の同意も得られている。

2 東ティモール国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 次に掲げる業務であって、UNMISSET軍事部門司令部において自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

(ア) 国際平和協力法第3条第3号ヌからカまでに掲げる業務及びタに掲げる業務（保管及び通信を除く。）並びに同号レに掲げる業務として東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成14年政令第31号。以下「設置等政令」という。）第2条第1号から第4号までに掲げる業務のうち、これらの業務に関する企画及び調整に係る国際平和協力業務

(イ) 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務のうち保管の業務に係る国際平和協力業務

(ウ) 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務のうち通信の業務に関する調整に係る国際平和協力業務

(エ) 国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務として設置等政令第2条第6号に掲げる業務に係る国際平和協力業務

イ ア、ウ及びエに掲げる業務のうち、派遣先国政府その他の関係機関とこれらの業務に従事する東ティモール国際平和協力隊又は自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

ウ 国際平和協力法第3条第3号ヌからカまでに掲げる業務及びタに掲げる業務（通信を除く。）に係る国際平和協力業務

エ 国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務として設置等

政令第2条第1号から第5号までに掲げる業務に係る国際平和協力業務

アからエまでに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

東ティモール民主共和国とする。

ただし、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、インドネシア共和国、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン共和国、シンガポール共和国及びアメリカ合衆国において、(1)ウ及びエに掲げる業務のうち附帯する業務としての輸送及び補給並びに(1)ウに掲げる業務のうち輸送の業務を行うことができる。また、オーストラリア及びインドネシア共和国において、(1)イに掲げる業務を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成14年2月17日から平成16年8月20日までの間

(4) 東ティモール国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

自衛官 10名（ただし、人員の交替を行う場合は20名）

(イ) (1)イに掲げる業務に従事する者

(1)イに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 5名（ただし、人員の交替を行う場合は10名）

(ウ) (1)ウ及びエに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務に従事する者

(5)イ(ア)に掲げる部隊に所属する自衛隊員

イ 装備

(ア) 武器

(1)アに掲げる業務に従事する者について、9mm拳銃4丁及び64式7.62mm小銃6丁（装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。）

(イ) その他

東ティモール国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)ア及びイに掲げる業務に必要な個人用装備（(ア)に掲げるものを除く。）

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)ウ及びエに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

(ア) 規模及び構成

① (1)ウ及びエに掲げる業務を行うための陸上自衛隊の部隊（人員680名。ただし、部隊の交替を行う場合は1,360名）

② ①に掲げる陸上自衛隊の部隊のための輸送及び補給の

業務並びに(1)ウに掲げる業務のうち輸送の業務を輸送艦及び護衛艦により行うための海上自衛隊の部隊（人員370名）並びにこれらの業務を輸送機（C-130H）及び多用途支援機（U-4）により行うための航空自衛隊の部隊（人員170名）

(イ) 装備

① 武器

9mm拳銃120丁（陸上自衛隊の部隊102丁、航空自衛隊の部隊18丁）、64式7.62mm小銃568丁及び62式7.62mm機関銃10丁（装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。）

② 車両

高機動車、トラック及びドーザ等295両（装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。）

③ 艦船

輸送艦1隻及び護衛艦1隻

④ 航空機

輸送機（C-130H）7機及び多用途支援機（U-4）2機

⑤ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(1)ウ及びエに掲げる業務に必要な装備（①から④までに掲げるものを除

く。）

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）から、(1)ア及びイに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を東ティモール国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員を東ティモール国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長からその所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。